

# 安保関連法と憲法



——集团的自衛権容認を中心に

講師 明治大学法学部教授  
一橋大学名誉教授

浦田 一郎 氏

昨年7月1日、安倍内閣は従来の憲法解釈を変更し、集团的自衛権の行使を容認する旨の閣議決定を行い、その後、安保関連法は成立するに至りました。

そこで今回の「市民のための憲法講座」では、明治大学教授 浦田一郎氏をお招きし「安保関連法と憲法——集团的自衛権容認を中心に」というテーマのもと、憲法学的な視座から安保関連法や集团的自衛権行使の問題点についてご講演いただくことになりました。同氏は平和主義に関するスペシャリストであり、集团的自衛権の行使を容認する根拠として言及された砂川事件判決に関する解説も執筆されています。

皆様もご一緒に考えてみませんか？

## 講師紹介

- 1968年 旧司法試験合格
- 1969年 一橋大学法学部卒業
- 1974年 山形大学教養部講師
- 1983年 一橋大学法学部助教授
- 1987年 同教授昇格
- 2010年 一橋大学名誉教授
- 2011年 明治大学法学部教授に異動



公法学、憲法を専攻し、主として平和主義と政府解釈、立憲主義の再構成などを研究テーマとしている。

近著に『集团的自衛権限定容認とは何か——憲法的、批判的分析』（日本評論社）

※当日、会場にて販売予定です。

福岡地方検察庁 ● 福岡県弁護士会 筑後部会  
福岡地方裁判所 ● 久留米第一病院  
久留米市役所 ● スシロー  
久留米市役所前バス停 ● 久留米商工会議所  
三本松公園 ● 久留米郵便局  
本町バス停 ● 六ツ門  
明治通り

JR 久留米  
国道三宮線  
西鉄久留米駅  
昭和通り

聖福岡方面  
聖八女方面

※車で来場される方は、会場北側の福岡地方裁判所久留米支部の駐車場をご利用ください。

2016年

# 7/3(日)

## 14:00～17:00

筑後弁護士会館4階

(久留米市篠山町11-5)にて

\*受付 当日13:30より

入場無料、予約不要、先着70名

### ■主催・問合せ先■

福岡県弁護士会筑後部会 (久留米市篠山町 11-5) ☎0942-32-2638

<http://fbenchikugo.jp/>